

今月の  
テーマ

## 遺言書の活用

前号では「法務局における自筆証書遺言書保管制度」の仕組みとその利用効果について説明したが、皆さんはどのようにお感じになったであろうか…。「遺言なんて考えもしなかった」と言う方も少なくないのではないだろうか。

- ①遺言を書くのは一部の資産家の問題だ
- ②財産と呼ばれるものは土地と建物くらいしかないから
- ③家族の仲が良いので我が家に限っては揉めるはずはない
- ④何となくあればいいように思うが、良く分からないから面倒だ
- ⑤何のために必要か、そもそも分からない

などなど、誤解や勘違いも多く、必要性が認識されている状況とは言えない。今を元気に暮らす人にとっては、命の終焉による相続問題を想定することは現実的ではないだろうし、仮に必要な認識はあるとしても、緊迫感がないのもうなずける話だ。筆者自身の自己反省も含めて…。

一方、重い病を患い、余命を意識せざるを得なくなった方の想いは、全く別のものがある。先に逝く無念さと、家族に対する想いは、遺言の必要性の認識を強くし、伝えなければならないことは、単に遺産分割に止まらず、家族に対する感謝や願いにも及び、当然に遺言書の内容にも反映されるべきもので、愛する者へ送るメッセージだ。不謹慎な言い方かもしれないが、時間が残されていればそこから準備することも可能だが、急な事故や認知機能の衰えなどにより、その時間は突然に奪われるかもしれない…。何のメッセージも残さなかったことで、家族の争いが始まることを誰が望むだろうか？

遺された者に対する、「先に逝く者としての責任と義務」の重さは決して軽い。そして、死を意識することは過去を振り返り、今をどう生きるかについて考え、充実した今に繋がることを信じて疑わない。



つぶやき  
がんちゃん

# 生活知恵袋

生活に何かと役立つ連載コラム

せいかつちえぶくろ

Vol. 137

### ●遺言を書いた方が良い訳

我が国にあっては、遺言の作成率が諸外国と比べ低いと言われている。何がそうさせているかは分からないが、家族の在り方が多様化する中で、遺言の果たす役割はますます重要になってきていると言っている。

先月号で遺言書を書いたほうが良いケースとして13項目を挙げたが、それに該当しない場合は書かなくていいかというところではない。例えば法定相続人が長男一人だけで、遺産の全てをその長男に渡すのであれば、特に遺言は無くても…と思うかもしれないが、遺言が単に遺産分割だけを目的とするのであれば、そう言えなくもない。だが、先にも触れたように遺言は単に財産分与に止まらずに、想いも同時に伝えるという点では、誰もが遺言を書くに値する。故人の想いが遺族に伝えられるということが、どれだけ価値を持つかは計り知れない。墳墓への考えや、祭祀（葬儀など）の方法に至るまで、伝えるべきことは少なくない。多くの人が、自分の親には遺言を書いて欲しいと思っただけで、自分が書くことと思っているかという点も必ずしもそうではない。この度の「法務局における自筆証書遺言書保管制度」の仕組みができたことを機に、多くの人が「先に逝く者としての責任と義務」を果たして行くことを願うばかりだ。

つぶやきがんちゃん

齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP・サーティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

こちら

## 保険と暮らしの相談センター

### “ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えています。現在ご加入中の火災保険でしっかり対応できますか？  
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート  
秋田市泉北3丁目17-22  
TEL 018-827-7611  
FAX 018-827-7610  
URL http://tls-akita.co.jp

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
●営業時間/9:30~18:00 (土・日・祝日は9:30~17:00)  
●定休日/水曜日

●紳士服のコナカ  
●すずきクリニック エネオス  
●当店  
●マクドナルド  
●洋服の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

### ● 遺産を受け継ぐべき人

故人が遺産分割に対し何のメッセージも残さなかった場合、その権利者は必然的に法定相続人となる。この場合、故人の財産の形成や維持、または身辺の世話や介護に尽力したとしても、遺言等での指定が無い限り、遺産分割を受けることは一切できなかった。例えば、長男の妻が義父・義母の介護に献身的に関わったとしても、その功績に対する財産分与の権利は認められないのである。被相続人（財産を残す人）が、お世話になった方への感謝の思いを遺産分割という形で遺すには、遺言等で指定をするしかないのである。別の言い方をすれば、遺言があれば法定相続人以外の人にも財産分与はできるのである。相続の権利者と遺産を受け継ぐべき人、その両者は必ずしも一致はしないし、それを決めるのは被相続人の意思であり、遺言という中に込められる遺志だ。

### ● 特別寄与制度の創設

民法（相続法）の40年ぶりの大改正により、相続におけるルールが大幅に変わった。「特別寄与料」制度の創設もその一つで、これにより相続人以外の親族が、相続人に対して金銭の支払を請求することが、2019年7月1日（施行）より可能となった。以前から寄与分という制度があったものの相続人に限られており、相続人以外の者（例えば、相続人の配偶者やその他の者）が被相続人の療養看護や被相続人の財産の維持・増加に貢献しても、財産の分配の請求をするには困難があった。この制度の創設により、相続人に対し、他の親族が財産の分配を請求することが可能になったのである。これにより実質的に公平な分配が図られることになったように思うが、別の見方をするとトラブルの要因が一つ増えたような気もする。「特別寄与料」として、相続人でない者への分配における理由、評価、

金額の決定など、被相続人の意志の伝達は、ますます重要になったと言える。

その、意思の伝達手段としての「遺言」は、相続人・親族間におけるトラブルを事前回避するためにも、その必要性をますます高くしている。7月10日に開始された「法務局における自筆証書遺言書保管制度」は、遺言作成のハードルを大きく引き下げることとなった。相続人の間におけるトラブルを回避するためにも、多くの方の利用が進むことを期待したい。

### ● 平等という名の不公平

相続時に「平等」に分ける。一見すると聞こえは悪くない。例によって平等の意味を辞書で細解いてみたら、偏りや差別が無く、みな等しいことであった。いやいや、ごもっとも……！語源はというと、「仏教用語で物事のあり方が真理の立場から見ればすべて同一であること」とあった。物事は視点を変えてみること、全く異なる了解につながることもよくある。例えば、この平等なるものを人種、個人、人格などにあつては当然と考えるが、果たして全てがそうであるかという……？何だか、また理屈っぽくなって小難しいことを並べ立て、読者にひんしゅくを買いたいような気がするが、まあいいか……。人種は勿論のこと、先生と生徒、上司と部下、大人と子供は立場や年齢などの違いはあったとしても、人格としては平等でなければならぬ。

また、仏教には「差別即平等・平等即差別」といった独特の哲学的解釈もある。これは「差別の中に平等あり、平等の中に差別あり」との意だが「一体全体どういふことなのか……？みなさん、何となく分かるような気がしませんか……。調べを進めていくと、これまた面倒くさくなりそうな雰囲気なので、国語の解説はこれくらいにしよう。

さて、話を相続に戻そう。相続の争いの中には、平等に分けようとした結果、揉め事の始まりになることが少なくない。平等が不

公平になることがあるのだ。相続人の中の特定の人が、被相続人の生前に身辺の世話や介護に献身的な尽力をした人がいたり、すでに被相続人から住宅建築資金などの援助を受けていた場合などがそうだ。これらを全く考慮しない平等な遺産分割は、相続人間での不公平を招いてしまう。生前のそれぞれの関わりに配慮することは、違いがあつてこそ公平な分配であり、一見正しそうな平等は「平等」という不公平を招き、トラブルに繋がりがかねないのである。では、生前の関わりを最もよく知る人物は誰か？そう、財産を残す被相続人その人である。立場の違う、相続人間での奪い合いにならないための最も公平な分配は、被相続人の想いが込められた、被相続人自身が決する分配だ。

### ● 先に逝く者としての責任を果たす

例えば、貴方が緊急な用事で今から2・3日、家を留守にすることになった。妻（夫）や子供が帰ってきたときに、家に居るはずの貴方は居ない。その後の家族への電話やメール等の連絡の手段は一切絶たれている。さて貴方はどうしますか……？誰もが当然に、留守にする理由など、メモ用紙やホワイトボードなどにメッセージを書き記すはずだ。それが唯一の方法ならば……。伝達手段が多様化した今にあつてはイメージしにくいかもしれないが、亡き後の伝達手段として、天国からは電話もメールも叶わない。後悔先に立たずだ。何時かは訪れる命の終わり。先に逝く者の責任として、遺言というメッセージを残す「義務と責任」は大きいと思うのだ……。

### ● 来月号は

一旦脱線したらブレキが利かなくなってしまう。皆さんも消化不良になるといけないので、引き続き遺言の必要性について触れてみよう。誰もが遺言を書こうと思えるように……。